

網走市ごみ事情 e モニター制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭系ごみの排出・処理等についての現況確認とごみの減量化の啓発を図るとともに市の取り組みの参考として活用するため、市民に対する電子メール及びインターネットを利用したアンケートに回答する網走市ごみ事情 e モニター（以下「e モニター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 e モニターは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 網走市内に在住、在勤又は在学し、満 18 歳以上である者
- (2) インターネットの利用ができる環境がある者
- (3) 本人が使用できる電子メールアドレスを取得している者
- (4) 日本語で回答できる者
- (5) 網走市の市議会議員又は職員でない者

(登録)

第 3 条 市長は、e モニターの氏名等の情報を予め登録するものとし、その登録方法、人数、謝礼、回答回数等については、別に定める。

(登録期間)

第 4 条 e モニターの登録期間は、登録した日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

(謝礼)

第 5 条 市長は、e モニターへの協力に対する謝礼を予算の範囲内において提供することができる。

(禁止行為)

第 6 条 e モニターは、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 他の e モニター若しくは第三者を誹謗、中傷等する行為又はその恐れのある行為
- (2) 他の e モニター若しくは第三者に不利益を与える行為又はその恐れのある行為
- (3) 虚偽の内容で e モニターに登録をする行為
- (4) 重複して e モニターに登録をする行為
- (5) 不正に回答をする行為
- (6) その他 e モニター制度の適正な運営を阻害する行為

(登録内容の変更)

第 7 条 e モニターは、登録内容に変更があった場合は、指定の方法により、登録内容を変更しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、eモニターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 脱退の申し出があったとき。
- (2) 第2条に規定する資格を欠いたとき。
- (3) 第6条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (4) 登録された電子メールアドレスに、3回以上連続してメールが到達しなくなったとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(個人情報の保護)

第9条 市長は、eモニターの情報及び回答に係る情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に取り扱い、保護するものとし、市政への反映のための集計、分析等の目的以外でこれを利用しないものとする。

(費用の負担)

第10条 eモニターの回答に係る電子メール送受信及びインターネット使用に要する費用は、eモニターの負担とする。

(公表)

第11条 eモニター制度の集計結果は、市のホームページで公表するものとする。

(一時停止等)

第12条 市長は、事前の告知又はeモニターの承諾の有無にかかわらず、eモニター制度を実施、変更、一時停止、又は中止することができる。

2 市長は、前項により実施、変更、一時停止又は中止によってeモニターに発生した不利益又は損害の責任は、負わないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から適用する。